

景観法に基づく「京築広域景観計画」を策定しました

～京築連帯アメニティ都市圏構想 戦略的プロジェクト「京築広域景観のルールづくり」～

福岡県では、豊かな自然・歴史・文化等の地域資源を活かし、地域全体がつながることで活力と魅力あふれる地域づくりを目指すため、「京築連帯アメニティ都市圏構想」（平成19年2月制定）に京築地域7市町と共に取り組み、推進しています。

この構想の戦略的プロジェクトの一つとして、自然や地域の人々とともに育まれてきた共有財産ともいえる魅力的な景観を一体的に保全・活用する「京築広域景観のルールづくり」に地域と協働しながら取り組んでいます。

これまでの取り組みとして、地域住民、まちづくり団体・NPO、行政とともにフィールドワークやワークショップを開催し、地域の景観に関する課題や目標を共有してきました。また、平成21年には京築地域の景観像と景観形成の方向性を示した「京築広域景観基本方針」を策定し、平成22年5月には景観形成を総合的に進めるためのマスタープランとなる「京築広域景観テーマ協定」をまちづくり団体・NPO、市町、県、国の関係機関等50団体と締結し、このたび、景観法に基づく『京築広域景観計画』を策定しました。併せて、福岡県美しいまちづくり条例施行規則を一部改正し、行為の届出等について所要の規定の整備を行いました。

【景観計画の目的】

京築地域は山並み、河川、田園、海等の広域的に連続する景観を共有しており、修験道や歴史的建造物等地域の歴史や文化を伝える景観資源が市町界を越えて多数存在しています。こうした景観を保全・活用するため、市町の境界を越えて相互に連携しながら調和と整合を図るとともに、景観法に基づく景観計画を策定するものです。

【景観計画の対象区域】

本計画の対象区域は、京築地域の行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の区域です。（景観法に基づく事項については景観行政団体である行橋市、豊前市を除く。）

【策定日】平成23年12月 2日

【施行日】平成24年 4月 1日